

10月教育委員会会議録

日時：令和3年10月26日 午後2時

場所：山口県教育庁教育委員会室

<p>教 育 長</p>	<p>それでは、ただいまより令和3年10月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>はじめに、この10月9日に教育委員に就任されました木坂委員は本日が最初の会議となりますので、一言、御挨拶をいただきたいと思ひます。</p>
<p>木 坂 委 員</p>	<p>皆様改めましてこんにちは。私は柳井市から参りました、木坂泰之と申します。今回の会議を前に何度か御説明をいただく中で、大変なことを引き受けてしまったんだと感じ、気の引き締まる思いでございます。任期4年ということで、まだまだ長く、始まったばかりでございますが、よろしくお願ひします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>よろしくお願ひいたします。それでは、本日の署名委員の指名を行います。</p> <p>佐野委員と小崎委員、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは本日の議題の審議に入る前に、審議の公開の可否について決定したいと思ひます。本日の議題のうち、議案第1号、議案第2号、議案第3号については、教育行政の公正又は円滑な運営に支障を生じるおそれがあることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定に基づき、非公開とすることが望ましいと思ひますが、いかがでしょうか。</p>
<p>全 委 員</p>	<p>承認</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、議案第1号、議案第2号、議案第3号については非公開で審議することといたします。</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>議案第4号について、高校教育課から説明をお願ひします。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>「山口県立高等学校等の管理に関する規則」の一部を改正する規則の制定に関する、議案第4号について、お諮りします。</p> <p>今回の改正は、令和4年度の山口県公立高等学校等入学者選抜及び各高校等の入学定員に係る規則の改正が主な内容です。資料の16ページに改正の概要をお示ししておりますので御覧ください。</p> <p>まず、「1 改正の趣旨」についてですが、(1)にありますように、令和4年度山口県公立高等学校等入学者選抜から秋季入学者選抜を導入することに伴い、規則に条文を追加すること、(2)にありますように、令和4年度の山口県公立高等学校の入学定員の策定等に伴い、所要の改正を行うこと、(3)にありますように、山口南総合支援学校及び宇部総合支援学校の産業科を就業実践科に改編することに伴い、所要の改正を行うこと、これらによるものです。</p> <p>次に、「2 改正の内容」についてですが、(1)にありますよう</p>

<p>教 育 長</p>	<p>に、単位制による課程についての特例を加えるとともに、(2)にありますように、山口松風館高等学校の開校、柳井高等学校等の入学定員の変更に伴い、関係学校の第1学年生徒定員等を改め、また、(3)にありますように、山口南総合支援学校等に就業実践科を加え、産業科の募集を停止するものです。</p> <p>なお、「3 施行期日」につきましては、令和4年4月1日としています。</p> <p>以上、御審議をお願いいたします。</p> <p>ただいま高校教育課から議案第4号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
<p>佐 野 委 員</p>	<p>二つ教えていただきたいのですが、一点目は、秋季入学者選抜を導入されるということで、どちらの高校でどのような内容になるのかということと、二点目は、山口南総合支援学校の就業実践科と産業科、これは名前が変わるだけで内容は変わらないということでしょうか。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>私の方からは秋季入学者選抜の概要について御説明いたします。この度の改正は、秋季入学ができるようにするものではありませんが、実際に秋季入学を実施するのは山口松風館高等学校ということで、別途入学者選抜の実施大綱の方で定めていきます。山口松風館高等学校には3つの部がありますが、それぞれ定員を40人おいています。その40人のうち38人までをこの2月、3月の入学者選抜で選抜し、2名ほど枠を残して来年の9月、秋になってからこの2名分の選抜を行うというもので、入学者選抜が1月くらいから募集を始めますけれども、今まで3月で終わっていたものが9月、10月まで入学者選抜の期間が長くなるということになっております。この2人の枠については、中学校卒業して2月、3月に行き場を決めることが出来なかった者に対して、1年待たずに半年で入学できる機会を与えようというもので、この度山口県で初めて採用したものとなります。</p>
<p>特別支援教育推進室長</p>	<p>産業科と就業実践科のことについてお答えいたします。まず、産業科も就業実践科も知的障害者のある生徒さんを対象に、職業教育を主に行う専門学科でございます。産業科では木工とか農園芸、いわゆるものづくりを中心に行ってまいりました。就業実践科になることで、喫茶サービスや介護、販売などの多様な職種に対応できる作業種目を開設しております。また、地域との交流を積極的に行いながら、日常により実践的な教育を行うことで、より就労に近づけていく、そういった学科です。</p>
<p>佐 野 委 員</p>	<p>内容もがらっと変わるわけですね。</p>
<p>特別支援教育推進室長</p>	<p>ものづくり自体も引き続き行うのですが、就職先としてサービス業が大変多くなってきておりますので、サービス業の方に重点を置き、学校にいる間に実践的にサービス業に関わらせたいということで改編をしております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第4号について、承認することとしてよろしいですか。</p>

全 委 員 教 育 長	承認 議案第4号を承認いたします。
教 職 員 課 長	<p>続いて、報告事項に入ります。 報告事項1について、教職員課から説明をお願いします。</p> <p>令和4年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の選考結果につきまして、御報告します。資料は①の17ページから御覧ください。 まず1-(1)の表を御覧ください。表の右上にありますように、2種類の括弧内は、昨年度の数と、第二志願者を含む数を、それぞれ示しています。表の左から2番目の項目の第一次試験免除者数は、表の下の※印1でお示ししておりますように、昨年度の採用試験の二次試験で合格に至らなかった者のうち、総合評価ランクがA又はBの者、及び、他県における本採用教員で3年以上の勤務経験を有する者について、一次試験を免除しており、その者の数を表しています。それでは、表の一番下の「障害者を対象とした選考を含めた合計」の欄を御覧ください。志願者総数は1,188人で、第一次試験合格者数560人に第一次試験免除者127人を加えた687人のうち、649人が第二次試験を受験し、360人を名簿登載予定者としたところです。左から3列目②の第一次試験受験者994人に、第一次試験免除者127人を加えた、採用試験全体の受験者数1,121人を、名簿登載予定者360人で割った最終倍率は、3.1倍となりました。 次に、18ページの(2)から(7)の表は、教職大学院修了見込者特別選考、社会人特別選考ほか、各特別選考の状況を示しており、(1)の表の数値の内数となっています。また、19ページの表では、中学校、高等学校、特別支援学校中学部及び高等部について、教科や科目ごとの名簿登載予定者数や倍率を、お示ししております。 なお、名簿登載予定者につきましては、去る10月5日に発表しております。 以上で、御報告を終わります。</p>
教 育 長	ただいま教職員課から報告事項1について説明がありましたが、意見、質問はありますか。
小 崎 委 員	二次で合格した方々は、4月からの勤務までの間に何か研修等ありますでしょうか。
教 職 員 課 長	例年であればございましたら、年末に採用予定者の研修会を行っております。それはセミナーパークに2日間集めてやっているのですが、今年度も新型コロナウイルス感染症の関係で、リモートで4月からの必要な情報提供をし、心の準備ができるようにということをしております。それから、教職インターンシップとしてひとり職、小学校であったり、養護教諭であったり、そういった方への事前に3月末までに、学校に行き体験、そういったことを行う制度もあるのですが、これにつきましては、今年は新型コロナウイルス感染症の関係で中止としております。一応、大きな動きとしてはそういうことで、4月1日に向けては情報交換等のやりとりは、必要なものは採用前の候補者の研

	修会等を行いながら、やっていきたいと思えます。
小 崎 委 員	合格されて、ひとり職ではない形で学校に勤務される先生方については、実際にその学校に行って現場を見るとか、そういったことは今までもされてないのでしょうか。
教 職 員 課 長	基本的にはそれはございません。制度的に県教委として4月の採用を前に赴任する学校に行って研修を受けるということはございません。
教 育 長	4月1日に学校に行っても、入学式とか新学期始まるのは8日ですから、1週間程度は準備する期間はあるとは思いますが。
小 崎 委 員	学校の教育現場も今難しいじゃないですか。いきなり現場に行くと、コロナの対策になった時にどうなるのかなと思って。もし現場を見る機会があればと思いました。
和 泉 委 員	大学の方の教育実習も、おかげさまでコロナの方も落ち着いていますので、教育学部は10月の末で全ての教育実習が終わって、他の学部の方はもう20名くらいは教育実習の途中です。今の状況だと全ての学生さんは教育実習を済ませられると思います。ただ、教育実習の期間が少し短めになっていますので、現場の体験がまだまだ不足しております。その辺も御配慮をいただければと思います。
教 職 員 課 長	初任者研修ですが、今年度についても、基本的には校内研修と校外研修、校外研修はやまぐち総合教育支援センター中心に行っています。リモートとかそのような形で工夫をして感染対策をしながら行っているところでございます。そういったことから、一同に会するという回数が減っているのは事実でございます。そういった意味で横の繋がりを築きにくいということはあると思います。ただ、そこは研修担当がしっかりと意識しておりまして、いかにして今後、対応していくかということを検討しているところでございます。やはり、同僚性と言いますか横の繋がりも大事ですし、お互いに高め合うということも大事だと思いますので、そういったことを意識しながら取り組んでいこうと思います。
教 育 長	それでは、報告事項1については、以上のとおりとします。 続いて、報告事項2について、教職員課から説明をお願いします。
教 職 員 課 長	10月14日に議会及び知事に対して行われました「令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要について御報告いたします。 資料①の20ページを御覧ください。 本年の給与勧告のポイントは、資料上段の枠囲みにありますとおり、一点目は、本年度の月例給（給料表及び諸手当）について、改定なし、二点目は、特別給いわゆるボーナスについて、引下げ改定とされたことです。 それでは、勧告等の内容のうち、教育委員会に係る主なものについて、資料に沿って説明させていただきます。まず、第1の「1 職員給与と民間給与との比較」についてです。山口県人事委員会が実

	<p>施した調査結果では、月例給については、民間給与が職員給与を、1人当たり平均で、額にして111円、率にして0.03%、上回っております。次に、特別給については、民間事業所で支払われた支給割合は4.31月分となっており、職員の現行の年間支給割合である4.45月分を0.14月分下回っております。</p> <p>この調査結果と国の人事院勧告の内容等を総合的に勘案した結果が、「2 給与改定の内容」です。まず(1)「本年の給与改定」についてですが、月例給については、職員給与と民間給与の較差がわずかであることから、改定を行わないことが適当とされています。一方、特別給については、民間の支給割合との均衡を図るため、期末手当の年間支給割合を0.15月分引き下げることが必要とされています。</p> <p>次に(2)の「国家公務員との均衡を考慮した給与水準の見直し」への対応についてです。平成31年4月から行われている同見直しに伴う経過措置については、受給者割合等が年々減少しており、これまでの経過措置の状況を勘案すると当該措置を廃止することが適切であること。一方、当該措置を廃止した場合、職員の給与水準が低下することから、民間との給与水準の均衡を維持するため、当該措置廃止に伴う原資を用いて、令和4年4月1日から給料表の改定を行うことが必要とされたところです。</p> <p>勧告等の内容のうち、教育委員会に関係する主なものは、以上です。</p> <p>県教委といたしましては、内容を十分検討したうえで、適切に対処してまいりたいと考えております。</p> <p>教育長 ただいま教職員課から報告事項2について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p> <p>佐野委員 今後の課題、勤務環境の整備についての報告についてです。先日、県市町の教育長会議でICT導入の話をしていただきました。各教育長さんも以前よりも前向きな考えを示されており、ICT導入による環境整備をどのようにしていくか考えていらっしゃるようでした。そこで私が参加したグループでは、活用できる知識や技術に長けた方の必要性と、またそういう力のある方を適材適所で活用できる機会や配慮のある管理職の方、このセットが非常に大切だというお話をさせていただきました。こういった環境整備を定着させるためには、人材確保、育成そして能力実績に基づく人事管理、なるべく組織的に、能力や実績について評価していく基準を整備していく必要があるのではないかと感じました。</p> <p>教職員課長 人材の確保ということについて、例えば、教科情報の教員採用については、免許を保有している者をしっかり採用しようと努めているところですが、この度の御報告にもありますけれども、受験者が少ないということもございます。今後、いかに工夫して受験者を増やしていくかについて考えていきたいと思っております。それから、育成等につきましては、教員の育成指標というのを、山口県では法律に基づいて作っており、教員のあるべき姿であるとか、どのように取り組むべきかという物差しを作っております。その中で今、取り組んでいるICTに関しても、明確な育成指標について検討しているところでご</p>
--	--

	<p>ざいます。そういった指標を踏まえて、先生方の人材育成というものも図っていきたいと考えております。それから評価については、教職員評価を報告することになって数年経ちますが、しっかりとその評価を資質向上に繋がるように毎年改善し、評価者に対する研修会等も行いながら、充実した制度になるように取り組んでいきたいと思います。教育の不易と流行、そういった、時々に必要なものについてもしっかりと対応できるように検討していきたいと思います。</p>
佐野委員	<p>そんなに専門的なものでなくても、ICTを普段使いして利用できる力を持つというところで、ある程度「これくらいは知っておいてもらわないと困るよね」といった基準はあってもいいのではないかと思います。</p>
教職員課長	<p>県教委では教員養成課程を有する県内の大学と、教員養成等検討協議会というのを設けています。その中でもそういったICT等が必要だとか、養成段階でこういったことをそれぞれやってみようとか、採用、それから教職になって若手、中堅とか、そういう中でやってみようというような協議を行っております。</p>
和泉委員	<p>給与が減ると、学校の現場の先生方がかなり忙しくて大変な中で、ますます大変じゃないかと思うのですが、22ページの上の方にありますように勤務環境の整備についても併せて改善していただければと思います。</p>
教職員課長	<p>時間外勤務の縮減について、県教委では働き方改革を受けて、この4月に改定して取り組んでおるところです。やはり、時間外勤務の縮減というのは重要な課題と捉えており、しっかりと目標に沿って取り組んでいきたいと思っております。ただ、なかなか簡単にはいかないと思っております。一つずつできることを進めていきたいと思います。</p>
教育長	<p>それでは、報告事項2については、以上のとおりとします。続いて、報告事項3について、教職員課から説明をお願いします。</p>
教職員課長	<p>続きまして、「令和4年度山口県立学校職員（船員）採用候補者選考試験の実施」について、説明させていただきます。お手元の資料24ページを御覧ください。</p> <p>本年度は、大津緑洋高等学校の船員の選考試験を実施することとしております。</p> <p>実施要項につきましては、去る10月21日に発表するとともに、関係機関に送付し、県教育委員会のウェブページにも掲載したところですが、ここでは概要を示した24ページの資料を用いて説明させていただきます。「選考職種」については、実習船海友丸の「通信長」、「採用見込者数」は、「1名」としております。「職務の概要」は、山口県、福岡県、長崎県が3県で共同運航している実習船「海友丸」の通信業務全般を行う通信長業務であります。「受験資格」につきましては、昭和37年4月2日以降に生まれた者で、ア又はイの要件を満たす者です。</p> <p>この試験結果等をもとに、人物を重視した選考を行い、来年3月1</p>

	<p>1日（金）に「採用候補者名簿登載予定者」を発表することとしております。</p> <p>以上、報告させていただきます。</p>
教 育 長	<p>ただいま教職員課から報告事項3について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項3については、以上のとおりとします。</p> <p>続いて、報告事項4について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
高校教育課長	<p>令和4年度山口県立中等教育学校及び中学校入学者選抜実施要領等について御報告いたします。資料の方は29ページをお願いします。</p> <p>入学者選抜に関する大綱につきましては、6月の教育委員会会議で御報告し、7月に公表しておりますが、お手元にお配りしております「県立下関中等教育学校及び高森みどり中学校の入学者選抜実施要領」及び「入学者募集要項」並びに「選考検査問題の作成方針」を、本日午前10時に発表したところです。</p> <p>それぞれの概要につきましては、会議資料の29ページの1の枠囲みの中にお示しをしております。まず、実施要領につきましては、その要点を「2」の部分にお示しをしておりますが、その中に応募資格、入学定員等を示したものです。次に、募集要項につきましては、志願者が出願する際に必要となる事項をまとめたものであり、11月6日（土）に下関中等教育学校で、10月30日（土）に高森みどり中学校で開催します「入学者選抜説明会」において、受検願書と併せて保護者等に配布することとしております。</p> <p>続いて、会議資料30ページの方を見ていただきたいのですが、選考検査問題作成方針についてですが、今回の入学者選抜においても「記述式の課題1及び記述式の課題2」の問題を作成するに当たっての方針を定めたものです。「資料をもとに考えたこと等を問う内容とする。」といった内容ですが、これらについては昨年からの変更はありません。</p> <p>以上、御報告申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま高校教育課から報告事項4について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
佐 野 委 員	<p>受験の際に学校から調査書が発行されると思いますが、コロナ対策で欠席をされたお子さんが指導要録の欠席の欄で、コロナによる不可抗力による欠席だということを表現できるのでしょうか。欠席したことが影響しないかと不安に思っているお子さんもいらっしゃると思うので、その辺の配慮について教えてください。</p>
高校教育課長	<p>この度のものは中学校の入学者選抜のことですけれども、高等学校の入学者選抜も含めて、コロナの関係で出席停止となった場合には、その出席停止となった日数、それから出席停止となった理由については記載しないという方針で、国から大学入試はまずそれでよいという話が下りてきて、高等学校は設置者で考えるんですけど、山口県も高校入試それから中学校入試については出席停止の日数、それから理由</p>

佐野委員	<p>については書かない方針でいきますので、それに対する保護者の不安はないと思います。既に各学校、高等学校、小学校を含めて、通知の方は流しております。</p> <p>保護者さんとかお子さん、そういうのはある程度周知されていらっしゃるんですね。</p>
高校教育課長	<p>我々は各市町教委の方にしか流せませんが、市町教委を通じて子ども達にはいっていると思います。受験生については先程言いました、入試説明会、入学者選抜の説明会に、ほぼ保護者同伴で来ますので、その場でも確実に周知していこうと思っております。</p>
教育長	<p>それでは、報告事項4については、以上のとおりとします。続いて、報告事項5について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
高校教育課長	<p>資料は61ページをお願いします。9月30日に開催しました「令和3年度第4回県立高校将来構想検討協議会」の協議概要についての御報告をいたします。</p> <p>第4回協議会では、2の協議の概要にありますように「学校・学科の再編整備」や「次期県立高校将来構想のたたき台」などについて、御協議いただきました。</p> <p>3に委員からの御意見をお示ししています。(1)については1番目、2番目の○にありますように、「多様な生徒が、一定の学校規模の中で、様々な活動を通して自分を見つめたり、他者と協力したりすることは、社会に出て行く前段階の教育としては非常に大切ではないか」、「色々な人との関わりや様々な教育活動に参加することで、劇的に変わっていく生徒がいることから、ある一定の学校規模を確保することは、将来につながる大切なことだ」などの御意見をいただいています。(2)については1番目、2番目の○にありますように、「今後の中学校卒業見込者数の減少だけではなく、各学校の状況、本県の特性等を踏まえて実施計画を策定することは必要である」、「5年単位で実施計画を策定することは、長期的な視点でじっくりと再編整備に取り組んで県全体の動きが見えやすくなるという点で好ましい改善だと感じた」などの御意見をいただきました。(3)については1番目、3番目の○にありますように、「普通科系学科について、新しい時代を生き抜く子どもたちを育成するために、高校でも文理融合、STEAM教育といった探究活動は、今後ますます充実していく必要がある」、「特色ある学校づくりについては、拠点となって進める学校が必要であり、本県の特性を踏まえて県内にバランス良く配置してほしい」などの御意見をいただきました。</p> <p>その後、いただいた御意見も踏まえて「素案の検討資料」を作成し、昨日実施した第5回の協議会において、御協議いただきました。昨日の今日ですので資料の方は間に合っておりませんが、今回の協議会では、人とのつながりや、支え合いを大切にする心を育む教育の大切さや、特色ある学校づくりと同時に、働き方改革も推進していくことの必要性、各学科や定時制・通信制課程において身に付ける資質・能力についてなど、多くの御意見をいただきました。</p> <p>詳細につきましては、次回の教育委員会会議で御報告いたします。</p>

	<p>以上です。</p>
教 育 長	<p>ただいま高校教育課から報告事項5について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
佐 野 委 員	<p>いろいろな知見をお持ちの方から多彩な意見が出ており、貴重な内容だと思います。基本的には山口県の子ども達が行きたいと思うような学校であってほしいですし、学んだ子ども達が知・徳・体と言われる健全な心身の成長とともに、自分が誇れるような力を身につけて育ててほしいと感じております。あと気になる情報で、裁判員に選ばれる年齢が来年4月から現在の20歳から18歳に引き下げられて、早ければ再来年から刑事裁判に参加するようになる可能性が高いということで、何らかの対応を検討しておかないといけないのではと思いました。</p>
高校教育課長	<p>今回は、昨日の会議でも、結構細かいところまで具体的なことを言っていたので、またそれらを踏まえて、修正していきたいと思っております。それから、主権者教育の関係ですが、われわれも新聞報道等で知ったのですが、もちろんこれらについての対応は、考えていかないといけないと思っております。高校生は裁判員制度のオーダーがあっても、拒否ができるような制度になるとか、そういった情報もありますので、しっかり情報を把握してから、その対応については検討していこうと思っております。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項5については、以上のとおりとします。 続いて、報告事項6について、社会教育・文化財課から説明をお願いします。</p>
社会教育・文化財課長	<p>文化財専門員の採用選考試験の結果について御報告致します。資料63ページを御覧ください。 文化財専門員の採用選考試験の実施につきましては、6月の教育委員会会議において御報告したところですが、「1 選考日程」のところにありますとおり、受験者の募集を6月下旬から7月下旬にかけて行ったところ、全国から6名の応募があり、8月中旬にかけて書類選考による第1次選考を行った結果、4名を第1次選考の合格者としました。その4名の合格者について、9月12日に面接試験による第2次選考を行い、最終合格者1名を決定し、先月受験者に通知したところです。 今後、採用手続きを進め、令和4年4月1日付けで採用する予定です。 以上、御報告いたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま社会教育・文化財課から報告事項6について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
小 崎 委 員	<p>どういった方が合格されているんでしょうか。</p>
社会教育・文化財課長	<p>募集案内にも書いてございますけれども、大学又は大学院で考古学を専攻し大学院の修士課程を修了または、同等の研究経験・実務経験</p>

<p>教 育 長</p>	<p>を有する者という応募資格を満たしている方でございます。これ以上の詳しい経歴についてはこの場では公開できません。</p> <p>それでは、報告事項6については、以上のとおりとします。 続いて、報告事項7について、学校安全・体育課から説明をお願いします。</p>
<p>学校安全・体育課長</p>	<p>令和3年度山口県スクールソーシャルワーカー採用選考試験について御説明致します。資料64ページを御覧ください。</p> <p>県教委では、来年度新たに、スクールソーシャルワーカーを正規雇用するため、採用選考試験を実施することとしました。</p> <p>スクールソーシャルワーカーは、いじめや暴力行為などの問題行動や不登校、子どもの貧困、児童虐待等の課題など、学校だけでは解決困難な事例に対し、福祉に関する高度に専門的な知見と関係機関等とのネットワークを生かして、児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、生活の質の向上と、児童生徒にとって最善の利益が得られるよう、学校における生徒指導・教育相談体制の推進に資する活動を行っています。</p> <p>現在、本県では、やまぐち総合教育支援センターに4名のSSWを会計年度任用職員として配置しております。現在の雇用形態から、スクールソーシャルワーカーが長期の継続した支援や、緊急時に迅速な支援を要する場合に対応が難しいことなどが課題となっていました。</p> <p>スクールソーシャルワーカーが適切に支援を継続して行うためには、経験を積み重ねた中核となる人材を確保・育成することが喫緊の課題と考え、この度、正規職員としてスクールソーシャルワーカーを採用することとしております。</p> <p>今回のスクールソーシャルワーカーの正規雇用は、都道府県レベルでは、全国初の取組です。</p> <p>採用選考については、資料に記載のとおり、スクールソーシャルワーカーを1名程度、来年4月1日から採用することとしております。採用された者は、子どもと親のサポートセンターに配置する予定としております。業務内容は、県立学校及びその生徒・保護者への支援のほか、子どもと親のサポートセンターで会計年度任用職員として任用しているスクールソーシャルワーカーや市町のスクールソーシャルワーカーに対する指導助言、また、スクールソーシャルワーカー以外の子どもと親のサポートセンター職員に対する専門家としての指導助言を行うものとしています。応募資格は、(4)に記載のとおり、昭和37年4月2日以降の生まれで、そこに記載のいずれかの資格を有し、スクールソーシャルワーカーとして3年以上の活動実績のある者としております。11月1日から応募受付を開始しまして、第1次選考は、論文、職務等経歴書の内容を審査し、第2次試験は面接を実施することとしております。なお、最終合格者の発表は12月下旬を予定しております。募集内容の詳細については、65ページからの「令和3年度山口県スクールソーシャルワーカー採用選考試験募集案内」を御覧ください。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま学校安全・体育課から報告事項7について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>

穎原委員	65ページにスクールソーシャルワーカーの具体的な業務内容について書かれていて、その中にスクールソーシャルワーカー人材の育成とあるんですが、今後、増やしていくということでしょうか。
教育長	増やしていくというより、やまぐち総合教育支援センターの方にスクールソーシャルワーカーを4名採用しておりまして、そのうちの1名を正職員とし、その人を核として人材を育成するということです。
木阪委員	4名の方々の年齢についてですが、応募資格昭和37年4月2日生まれ以降ということですから、60歳未満で線を引いておられると思うのですが、現在、活動されている方々はどのような年齢層でしょうか。
学校安全・体育課長	30代、40代の方が主だと思います。それぞれ臨床心理士の資格を持った方もおられれば、社会福祉士の方もいらっしゃると思います。
和泉委員	今回は全国で初めて正規採用ということで、非常に良い取組だと思っておりますが、各市町のスクールソーシャルワーカーさんとか、県内の全体の状況っていうのは、どのようになっているのでしょうか。
学校安全・体育課長	本年度の状況でございますが、同じ方が複数の市町と契約している場合がございます。延べ人数で言いますと、県全体で80人、うち、県立学校に対応していただく方が4名。それ以外の76名の方は市町との雇用契約を結んでいらっしゃるという状況です。
教育長	各市町に必ず一人はいるということでしょうか。
学校安全・体育課長	はい、必ず一名はいらっしゃいます。
和泉委員	そういう方は皆さん非常勤ということでしょうか。
学校安全・体育課長	基本的には先ほどお話したように、会計年度任用職員、臨時的任用で勤務していらっしゃいます。
佐野委員	スクールソーシャルワーカーさん、そういった一つの職業がある訳ではなく呼称だと聞きました。非常に重たい内容の仕事で、特に専門性も高いと思うんですが、そういう仕事をされる全国的な動きとか団体とかあるのでしょうか。
学校安全・体育課長	公的な機関で、いわゆるSSWを養成しているようなところについての情報は聞いたことはございません。ただ大学などでは専門として研究しておられる先生もいらっしゃいますし、そういった経験を踏まえて全国各地でスクールソーシャルワーカーをしておられる方は、おられると聞いております。
佐野委員	個人の能力も高くないといけないと思うんですけれども、どんどん状況が変わっていくのに対応していく必要があると感じております。

<p>学校安全・体育課長</p>	<p>個人でそういった知識レベルをずっと維持していくのは、なかなか難しいのではないかと感じますがいかがでしょうか。</p> <p>実は現時点でも、県で雇用しております4名のSSWにつきまして、4月雇用のSSWをスーパーバイズするという役割を担っておりまして、御指摘の通り一人ではなかなか難しい面もありますので、お互い情報共有をしたり、あるいは指導し合ったりする中で資質向上を測っていくという状況でございます。</p>
<p>佐野委員</p>	<p>OJTみたいな感じで自己研修をされていらっしゃる感じでしょうか。</p>
<p>学校安全・体育課長</p>	<p>研修のやり方は恐らく様々だと思います。実際の事案に関して相談を受けることもあるでしょうし、一般化した物で話をすることもあります。そういった雑多なものも含めて、県の4名が他の76名にいろんな事案を通して関わっていく中で経験数を上げているということでございます。今回、全国初の常勤ということで、この1名が全国の中でも特に情報を共有しながら、より広いかたちで、さらに資質向上を測って、県内に還元できればと期待しているところです。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、報告事項7については、以上のとおりとします。 続いて、報告事項8について、学校安全・体育課から説明をお願いします。</p>
<p>学校安全・体育課長</p>	<p>10月13日に「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に係る本県の状況を発表いたしましたので、その概要について御説明いたします。</p> <p>発表項目は、暴力行為、いじめ、小・中学校の不登校、高等学校の不登校、高等学校の中途退学です。なお、お示ししている本県のデータは、全て国公立学校の合計になりますので御留意ください。</p> <p>まず、暴力行為です。配付資料71ページ(1)を御覧ください。山口県における発生件数は752件で、令和元年度に比べ10件増加しました。児童生徒千人当たりの発生件数は5.5件であり、令和元年度と比べて0.1件増加しており、全国数値を上回りました。形態別では、「生徒間暴力」が最も多く、「対教師暴力」、「器物損壊」、「対人暴力」と続いております。</p> <p>次にいじめについてです。72ページ(2)を御覧ください。いじめの認知件数は3,801件と、令和元年度に比べ605件減少しています。また、児童生徒千人当たりの認知件数は27.7件であり、令和元年度と比べて3.9件減少しております。いじめの態様について、全国的に、それぞれの校種で「冷やかしかからかい、悪口脅し文句」が最も多く、2番目に多い態様は、小・中・特別支援学校では「軽くぶつかる・遊ぶふりをして叩く、蹴る」、高等学校では「パソコンや携帯電話で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」となっています。また、今年度から新たに公表された、いじめ重大事態の発生件数は8件であり、児童生徒千人当たりの発生件数は0.06件で全国数値を上回りました。</p> <p>次に、小中学校の不登校についてです。73ページ(3)の①を御覧ください。不登校児童生徒数は、2,066人と、前年度に比べて</p>

	<p>244人の増加となっており、児童生徒千人当たりの不登校児童生徒数は、20.6人と前年度から2.7人増加しています。校種別では、小学校は111人の増加、中学校は133人の増加となっています。小学校不登校の要因について、全国の様子は、「無気力、不安」が多く、次に「親子の関わり方」、「生活リズムの乱れ・あそび・非行」の順となっています。中学校不登校の要因について、全国の様子は、「無気力、不安」が多く、次に「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「生活リズムの乱れ・あそび・非行」の順となっています。次に高等学校の不登校についてです。73ページ(3)の②を御覧ください。不登校生徒数は267人と、前年度より43人の減少となっており、児童生徒千人当たりの不登校児童生徒数は、8.3人と前年度から1.1人減少しています。不登校の要因について、全国的に、「無気力、不安」が多く、次に「生活リズムの乱れ・あそび・非行」、「入学、転編入学、進級時の不適応」の順となっています。</p> <p>次に高校中途退学についてです。74ページ(4)を御覧ください。県内の中途退学者は、347人と、前年度に比べ28人の減少となっており、中途退学率は、全国と比較して、低い水準となっています。中途退学の理由としては、「進路変更」が最も多く、次いで「学校生活・学業不適応」となっています。なお、発生件数の推移等の詳細については、75ページ以降の資料にお示ししておりますので御覧ください。</p> <p>令和2年度の調査では、新型コロナウイルス感染症によって学校や家庭における生活や環境が大きく変化し、子どもたちの行動等にも影響を与えていることがうかがえます。また、都道府県や市町村によって感染状況が異なり、新型コロナウイルス感染症の影響については、地域によって大きな差があること、生活様式が大きく変わったこと等を踏まえると、例年との比較、全国と山口県を単純に比較しての分析は難しいところではありますが、「様々な活動の制限が、子どもたちに例年とは違ったストレスを与えた可能性があること」、「人と人との距離が広がる中、不安や悩みを相談できず、一人で抱え込んでいる可能性があること」、「子どもたちの不安や悩みが従来とは異なる形で現れた可能性があること」等を十分に考慮する必要があると捉えています。</p> <p>児童生徒の問題行動や不登校等に対しては、まずは、各学校において、これまで以上に児童生徒に目を配り、子どもへの積極的な声かけや教育相談を実施する等、個別支援や集団支援に努め、未然防止につなげていきたいと考えております。また、周囲の大人が子どもたちのSOSを早期に発見できるよう、家庭・地域、小中高の異校種間の連携をより一層深めるとともに、市町教育委員会をはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関との連携・協力の下による教育相談体制の充実を推進し、生徒指導上の諸課題の解決に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>教 育 長 ただいま学校安全・体育課から報告事項8について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p> <p>和 泉 委 員 全国的にコロナの影響等も考えられるような感じで数値が上がっておりますが、気になるのは76ページのグラフを見ますと、中学校の不登校は年々増えていっているところです。そういった不登校の生徒</p>
--	--

	<p>さんが改善して登校に至った事例や、こういう時にどういった要因が上手く関わってくるかなど、またコミュニティ・スクールなどが関わって地域ぐるみで解決できたなど、そういった例があれば教えてください。</p> <p>特に中学校について不登校が増加している状況でございます、不登校につきましては、全国的にもコロナがある中でも件数が増加しており、山口県もそういう状況ということでございますが、先ほど御説明いたしました通り、不登校の要因として「無気力、不安」といった本人に関係する状況だけでなく「親子の関わり方」などの家庭に関わる状況、それから「友人関係」などといった学校に関係する状況、こういった要因が非常に複雑に複合的に関わり合っていて発生しているケースが多いと言われております。また、今回新型コロナの関係でさらにストレスがかかっている状態も影響があったのかもしれないけれども、最近耳にした情報では、家庭にずっといるのではなく、例えば保健室までは来れるとか、教育相談室までなら来れるという子ども達もおります。そういった子ども達は教室との距離が近い状況ですから、皆が皆ではありませんけれども、中には学級に復帰することができる子ども達もおりますので、1つのヒントとして取組に生かすことができないかと考えているところです。また、地域の方との関わりやコミスクの中での取組ということですが、直接それが要因となって改善傾向に向かっているのかというのは、はっきり特定することは難しいです。ただ今回の調査でも、学校が無くて1人で家庭にいる状態の時に、1人で夜遅くまでゲームをしたり、生活リズムが不規則になったりなど、いろんな形で日常生活の中に影響が表れてきている例がございます。そういった中で家族だけでなく、地域の方あるいはコミスクの関係者の方たちと触れ合ったり関わったりする機会があるということは、非常に貴重な関わり刺激にもなっております。不登校がそれですぐに解消するかどうかは分かりませんが、繋がりを持つという意味でも一定の重要な意味を持っているのではないかと考えております。</p>
和 泉 委 員	<p>未然防止は何よりかと思いますが、そういった好事例に関する探究を進めていただいて、そういった児童生徒さんが少なくなるように進めていただければと思います。</p>
佐 野 委 員	<p>少し前に学力検査を山口県で行いましたが、コロナの関係で影響をかなり受けていると感じております。先生を昔やられた方にお話聞くと「山口県民はそんな影響受けないよね」と安心感を持っているようでしたが、まさかうちの子どもがという感じがあって、対応が上手く出来なかったところがなかったかなど、そういう危機感を少し持っていたいただければと感じました。不登校ですけれども、これすごく多いですよ。山口県は1%くらいですけれども、中学校の人数を見ると1クラス辺り1名から2名、ほぼ2名に近いお子さんがずっと休んでいるという状況はやっぱりいけないと思いますし、1455名といたら、大規模校1校辺りの中学校の子ども達がずっと休んでいる状況ですから、非常に問題だと感じます。1歩も2歩も力を入れないと、山口県で安心して子どもを育てる、教育すると言えなくなるのではないかと、すごく危機感を感じます。</p>

学校安全・体育課長	<p>御指摘ありがとうございます。感染状況だけ見ますと、山口県は大都市に比べましたら、まだ感染者数とかは少ないというイメージがあったかもしれませんが、御指摘の通り子ども達はかなり影響を受けている状態が見て取れると思います。今回、例えばいじめとかについては全国的にも山口県も減少しているような状況でございますけれども、これは結果としてたまたま表れてないだけで、実際には潜在的に充分、要素があると思っていますし、危機感を持って取り組まなければいけないと捉えております。不登校については、なんとか解消しなければいけない大きな課題と捉えております。どのように取り組めば子ども達が学校に来ることができるようになるか、これは教育委員会の中ではもちろんですが、教育以外の他の部局とも、状況に応じて連携しながら、新たな方策を模索していきたいと思っております。</p>
顛原委員	<p>75ページの資料1で、小学校の暴力行為の件数が28年度から増加傾向にあるんですが、これは調査方法が変わったから、これまで表に出てこなかったものが出てきたということでしょうか。</p>
学校安全・体育課長	<p>小学校に限らずですが、教員がその行為をいじめとしてきちんと積極的に認知をするということは、これまでも学校現場にお願いしておりますし、今後もお願いしていくつもりでおります。また、そういったことによって、これまで見逃されてきたかもしれないいじめを認知してきたということもあるのではないかと思います。それに加えて今の小学校のケースで申しますと、例えば低学年なんかで、教員からの指導がなかなか理解できずに、つい感情が高ぶった時にすぐに手が出てしまうとか、あるいは他の子ども達との関わりが上手くもてずにやはり感情が高ぶってというようなことで件数が上がっていったり、あるいは同じ子がそういう行為を繰り返してしまっていて件数の増加に繋がったりしているといったところがあると思いますが、引き続き教員の方には認知自体は積極的に行うようにということで働きかけていこうと考えております。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項8については、以上のとおりとします。</p> <p>次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>次回の教育委員会会議は、令和3年11月25日（木）午後2時30分を予定しております。よろしくお願いいたします。</p>